

申 請

令和 3 年 9 月 7 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 菅 義偉 様

福島県知事 内 堀 雅 雄

原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 2 項に基づく
令和 3 年 8 月 2 4 日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

1 次に掲げる品目について出荷制限・摂取制限を一部解除すること。

福島県（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、川内村、葛尾村、飯舘村、会津若松市、西会津町、会津美里町、只見町、柳津町、三島町、昭和村）で産出された野生マツタケのうち、別紙の出荷制限解除後の検査計画と出荷管理に基づき非破壊検査を受け、基準値以下であることが確認された野生マツタケ

2 解除を申請する理由

福島県における出荷・検査体制が整ったため

出荷・検査方針

1 放射性物質検査

県は、非破壊式放射能測定装置を所有する各地域の「恵み安全対策協議会」(以下「協議会」という。)と連携し、下記の検査を実施する。

1) 協議会は、採取・出荷管理台帳(資料1)に登録された出荷者から検査依頼があった場合は、非破壊式放射能測定装置(スクリーニングレベル 形式FF1:50Bq/kg)により、全量につき、出荷前にスクリーニング検査を行う。

- ① 放射性セシウムの検査結果がスクリーニングレベル50Bq/kg以下の場合は、検査した野生マツタケを出荷しても差し支えないものとする。
- ② 放射性セシウムの検査結果がスクリーニングレベルを超過した場合は、協議会が預かり県へ引き渡す。なお、スクリーニングレベルを超過した野生マツタケについて、県は原子力災害対策本部の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づくモニタリング検査に必要な検体について、県農業総合センターに設置しているゲルマニウム半導体検出器により精密検査を実施する。

スクリーニングレベルを超過した野生マツタケについては、全量、県にて廃棄処分とする。

2) 県は、非破壊式放射能測定装置を所有しない協議会の対象地域にかかる出荷者台帳に登録された出荷者から検査依頼があった場合は、林業研究センターに設置済みの非破壊式放射能測定装置(スクリーニングレベルは形式により、AFT-NDA2:35Bq/kg、FF1:50Bq/kg、Hitz:47Bq/kg)により、全量につき、出荷前にスクリーニング検査を行う。

- ① 放射性セシウムの検査結果がスクリーニングレベル以下の場合は、検査した野生マツタケを出荷しても差し支えないものとする。
- ② 放射性セシウムの検査結果がスクリーニングレベルを超過した場合は、原子力災害対策本部の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づくモニタリング検査に必要な検体について、県農業総合センターに設置しているゲルマニウム半導体検出器により精密検査を実施する。

スクリーニングレベルを超過した野生マツタケについては、全量、県にて廃棄処分とする。

2 出荷管理

1) 採取・出荷者の管理

県内で野生マツタケを採取し、販売を目的とする出荷を行う者について、県は関係市町村と連携し、出荷者、認証登録番号等を記録した採取・出荷者管理台帳(資料1)を整備し、協議会に通知する。

採取・出荷者情報に変更があった場合は、その都度台帳を更新する。

2) 出荷・販売管理

- ① 野生マツタケの販売を目的とする採取・出荷は、台帳に登録された採取・出荷者に限定する。
- ② 県及び協議会は、台帳に登録された採取・出荷者から検査依頼があった場合は、出荷単位の野生マツタケが容易に内容物の差し替えが出来ない状態(密封された包装パッケージ等)であることを確認するとともに、当該単位に付された表示内容が台帳に登録された情報と一致しているか確認する。
- ③ スクリーニング検査の結果、スクリーニングレベル以下であることが確認された野生マツタケのみを出荷可能とし、出荷に当たり、県及び協議会は全ての野生マツタケについて販売単位毎に番号による管理を行い、これを記した検査結果整理表(資料2)を作成する。採取・出荷物の包装パッケージ等に、放射性物質が基準値以下である旨を証明する偽造防止対策が施されたラベルを貼付し出荷者に返納する。
- ④ 協議会はスクリーニングレベルを超過した野生マツタケが誤って出荷されないよう、番号等を元に検査結果と現物を照合し、検査結果整理表に必要事項を記入の上、超過した野生マツタケは県へ引き渡す。

県は、農業総合センターに設置しているゲルマニウム半導体検出器による精密検査を実施し、検査後の検体は、従来のモニタリング検査における検体の廃棄方法と同様に、農業総合センター職員が検査日単位で廃検体を集約して処理施設に持込みを行い、廃棄したことを確認する。

- ⑤ 県は、販売施設等に対し、野生マツタケの入荷の際は台帳登録者の検査済み出荷品であるか確認するとともに、入荷したものが台帳登録者以外の出荷品であることが判明した場合は、関係市町村に報告するよう依頼する。また、県は定期的な巡回を行い、適切な出荷管理が実施されているか確認する。
- ⑥ 県は、販売を行わない直売所、小売店、JA、市場等にも販売管理情報を提供し、認証登録者による検査済み出荷品以外の販売が行われないよう管理する。

(3) 関係者への周知

県は協議会と連携し、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供する。また、本出荷・検査管理制度の仕組み等について、採取・出荷者、流通業者等に十分な周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

(記載例)

検査依頼書

※出荷単位毎に本依頼書を作成
することをお勧めします。

※いずれかを選択し、協議会の
検査機関 場合は地域名を明記する

〇〇地域恵み安全対策協議会 } 様
福島県林業研究センター }

依頼者 住所
氏名

下記のとおり、非破壊式放射能測定装置によるスクリーニング検査を依頼します。

記

- | | | |
|----------------|------------|---|
| 1 検査依頼日 | 令和3年〇〇月〇〇日 | |
| 2 採取・出荷者認証登録番号 | 〇〇-〇〇 | |
| 3 検査依頼検体重量 | 〇,〇〇〇 g | ※形状にもよりますが、概ね300g
~2,000gの範囲としてください。 |

同意事項

私は、県が定める野生マツタケの出荷・検査方針に合意し、上記検体が非破壊式放射能測定装置によるスクリーニング検査の結果不合格となった場合、検査機関に無償で引き渡すこと及び検査結果を公表することについて同意します。

署名欄

野生マツタケの出荷管理の考え方（福島県）

出荷制限解除後に基準値を超過する野生マツタケが出荷されないよう、出荷に関して以下の対策に取り組む

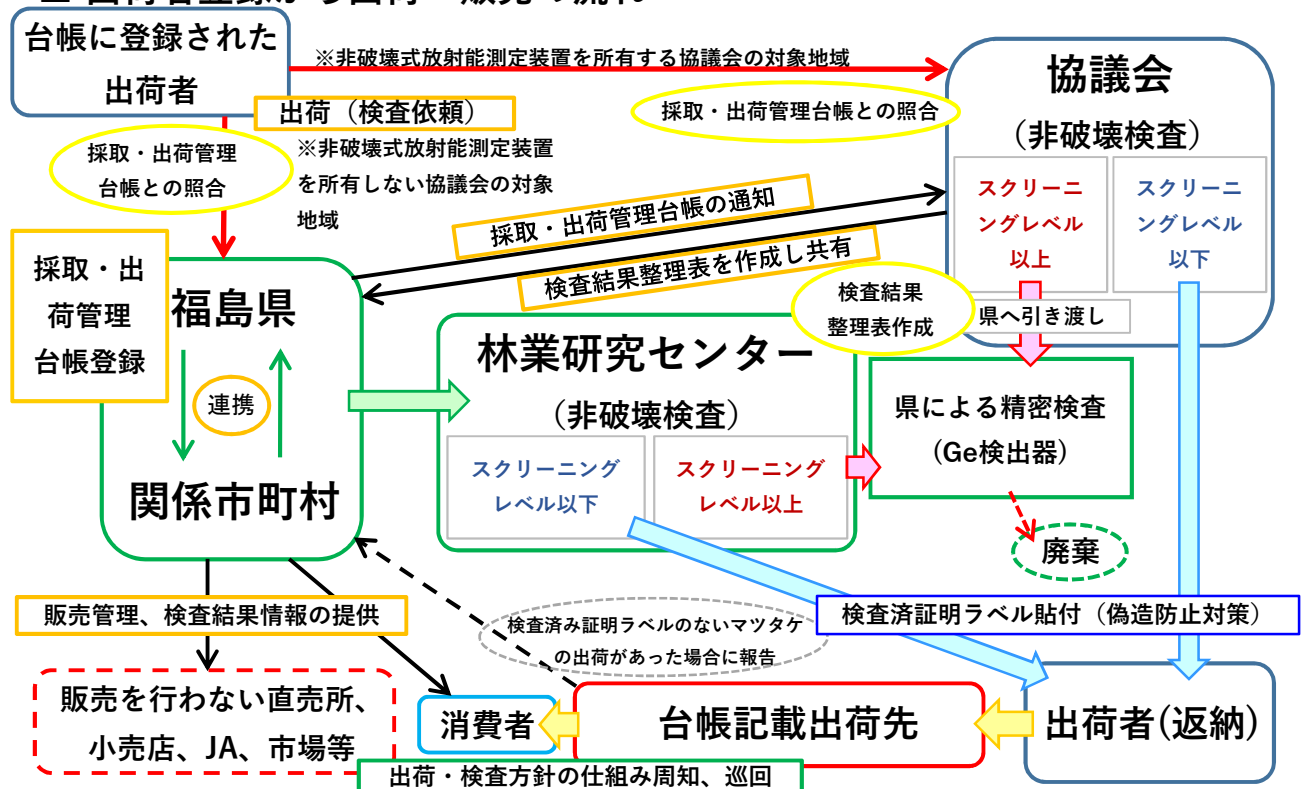
野生マツタケの採取・出荷者の管理及び出荷管理

- 1 目的

出荷管理を徹底し、安全な野生マツタケの流通を図る
- 2 対象者

福島県内で野生マツタケを出荷・販売目的で採取する者
- 3 採取・出荷者の管理
 - (1) 採取・出荷者認証登録番号、採取場所等を記載した採取・出荷者管理台帳の整備
 - (2) 記載事項の変更があった場合は、その都度変更する
- 4 出荷管理
 - (1) 県は、採取・出荷者の管理台帳を作成し、非破壊検査を実施する協議会へ通知する
 - (2) 県、協議会は、出荷物に記載された認証登録番号等が管理台帳と一致しているか照合する
 - (3) 県、協議会は、非破壊検査により基準値以下であると確認された出荷物には偽造防止対策が施されたラベルを貼付し出荷者に返納する
 - (4) 県、協議会は、検査結果整理表を作成し、関係市町村と共有する
 - (5) 販売を行わない直売所、小売店、JA、市場等にも販売管理情報を提供し、協力を要請する

■ 出荷者登録から出荷・販売の流れ



申 請

令和3年9月7日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 菅 義偉 様

福島県知事 内堀 雅雄

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に
基づく令和3年8月24日付け指示について、下記のとおり申請します。

記

- 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。
福島県二本松市、大玉村において産出されたくさそてつ（こごみ）（栽培のものに限る）
- 解除を申請する理由
別紙1、2のとおりです。

(別紙1)

1 出荷制限を解除する範囲

国から出荷を差し控えるよう指示（平成24年5月10日付け出荷制限指示）を受けている福島県二本松市で産出されるくさそてつ（こごみ）（栽培のものに限る）（以下、「くさそてつ（こごみ）（栽培）」という）。

2 解除申請までの検査

県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（令和3年3月26日付け原子力災害対策本部公表）を踏まえて策定した検査計画に基づき、緊急時環境放射線モニタリング検査を実施した。

なお、検査の結果、全ての検体が基準値を下回った（別添二-1及び2参照）。

3 解除後の出荷管理

(1) 出荷者の対策

ア 県は、これまでも出荷者に対して、出荷制限品目の取扱いを広報紙、ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、各種業務活動を通じて出荷制限品目の取扱いについて周知徹底を図る。

イ 県は、出荷団体等に対して、出荷前に、出荷制限等が要請されている区域のくさそてつでないことを確認し、入荷先の記録を保管するとともに、販売時に出荷容器に生産地名等（出荷団体名、生産者コード、生産地、栽培のものであることなど出荷する形態に応じた必要事項）の記載を求める。

ウ 当該地方の出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名、生産者、生産地等を表示することとし、これにより生産物の生産地の絞り込みや流通の捕捉を可能とする。

(2) 解除後の検査

解除後において出荷が見込まれる場合、県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」及び福島県が策定した「農林水産物を対象とした緊急時環境放射線モニタリング実施方針」並びに「園芸作物における緊急時環境放射線モニタリングの進め方について」に基づき適切に緊急時環境放射線モニタリング検査を実施し、結果を公表する。

(3) 出荷状況の把握

県は、関係機関と連携しながら出荷状況を生産者に確認するとともに、定期的に、農産物直売所等を巡回し、出荷が適正に行われているかを確認する。

(4) 出荷団体等への情報提供

県は、出荷制限等が要請された区域・品目について、出荷団体等に対し、当該品目を出荷・取扱いをしないよう周知する。

(5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

緊急時環境放射線モニタリング検査において基準値を超える検査結果が判明した場合、県は、二本松市、ふくしま未来農業協同組合、農産物直売所等に対して、直ちに当該地域のくさそてつ（こごみ）（栽培）の出荷を自粛するよう要請するなど必要な措置を講じる。

(6) 新たな生産ほ場（生産者）への対応

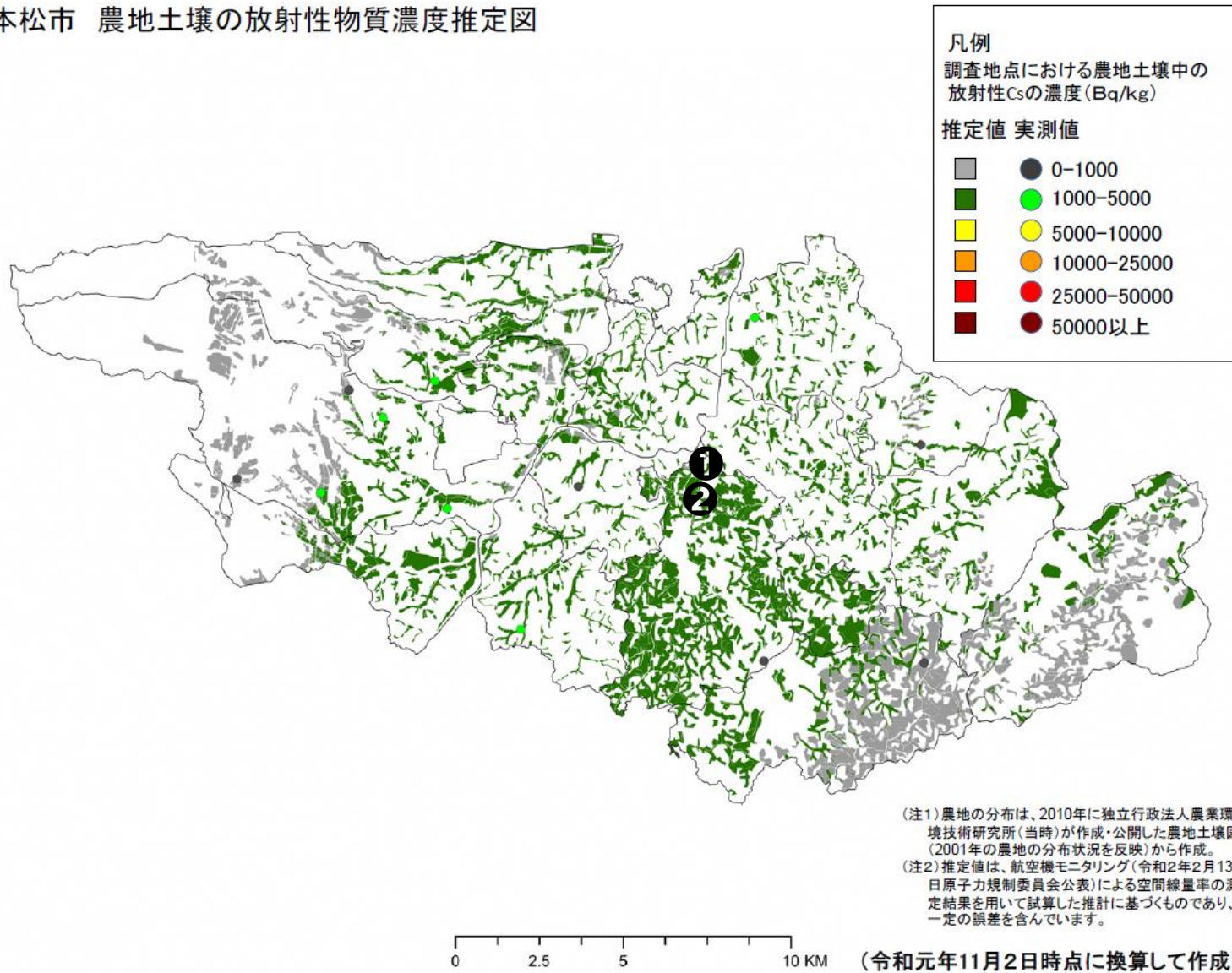
自主検査等において基準値を下回り、安全性が確認された場合に、出荷できるものとする。

(別添二-1)

品目名	番号	令和3年度		平成23年度 (基準値超過)の 検査結果(Bq/kg)
		検査日	検査結果 (Bq/kg)	
くさそてつ (ごみ) (栽培のもの)	1	令和3年5月6日	ND(<11)	-
	2	令和3年5月6日	ND(<9.0)	-

採取地点位置図 (二本松市・くさそてつ (ごごみ) (栽培ものに限る))

二本松市 農地土壌の放射性物質濃度推定図



(別紙2)

1 出荷制限を解除する範囲

国から出荷を差し控えるよう指示（平成24年5月10日付け出荷制限指示）を受けている福島県大玉村で産出されるくさそてつ（こごみ）（栽培のものに限る）（以下、「くさそてつ（こごみ）（栽培）」という）。

2 解除申請までの検査

県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（令和3年3月26日付け原子力災害対策本部公表）を踏まえて策定した検査計画に基づき、緊急時環境放射線モニタリング検査を実施した。

なお、検査の結果、全ての検体が基準値を下回った（別添大-1及び2参照）。

3 解除後の出荷管理

(1) 出荷者の対策

ア 県は、これまでも出荷者に対して、出荷制限品目の取扱いを広報紙、ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、各種業務活動を通じて出荷制限品目の取扱いについて周知徹底を図る。

イ 県は、出荷団体等に対して、出荷前に、出荷制限等が要請されている区域のくさそてつでないことを確認し、入荷先の記録を保管するとともに、販売時に出荷容器に生産地名等（出荷団体名、生産者コード、生産地、栽培のものであることなど出荷する形態に応じた必要事項）の記載を求める。

ウ 当該地方の出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名、生産者、生産地等を表示することとし、これにより生産物の生産地の絞り込みや流通の捕捉を可能とする。

(2) 解除後の検査

解除後において出荷が見込まれる場合、県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」及び福島県が策定した「農林水産物を対象とした緊急時環境放射線モニタリング実施方針」並びに「園芸作物における緊急時環境放射線モニタリングの進め方について」に基づき適切に緊急時環境放射線モニタリング検査を実施し、結果を公表する。

(3) 出荷状況の把握

県は、関係機関と連携しながら出荷状況を生産者に確認するとともに、定期的に、農産物直売所等を巡回し、出荷が適正に行われているかを確認する。

(4) 出荷団体等への情報提供

県は、出荷制限等が要請された区域・品目について、出荷団体等に対し、当該品目を出荷・取扱いをしないよう周知する。

(5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

緊急時環境放射線モニタリング検査において基準値を超える検査結果が判明した場合、県は、大玉村、ふくしま未来農業協同組合、農産物直売所等に対して、直ちに当該地域のくさそてつ（こごみ）（栽培）の出荷を自粛するよう要請するなど必要な措置を講じる。

(6) 新たな生産ほ場（生産者）への対応

自主検査等において基準値を下回り、安全性が確認された場合に、出荷できるものとする。

(別添大-1)

品目名	番号	令和3年度		平成23年度 (基準値超過)の 検査結果(Bq/kg)
		検査日	検査結果 (Bq/kg)	
くさそてつ (ごみ) (栽培のもの)	1	令和3年4月28日	ND(<12)	-
	2	令和3年5月12日	ND(<12)	-

採取地点位置図 (大玉村・くさそてつ (ごみ) (栽培ものに限る))

大玉村 農地土壤の放射性物質濃度推定図

